墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第２６号

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例（平成２０年墨田区条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「法第６条の２第４項」を「同条第４項」に改め、「（以下「児童デイサービス事業」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項各号に掲げるもののほか、前条第１項に規定する児童デイサービス施設は、法第４３条第１号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。

⑴　法第６条の２第５項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

⑵　食事の提供に関すること。

第７条第１項中「児童デイサービス事業」の次に「（第３条第１項第１号及び同条第２項に掲げる事業をいう。以下同じ。）」を加える。

付　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。